

(別添様式)

特定間伐等促進計画

三重県 鈴鹿市

令和5年5月 変更
令和3年5月 樹立

1. 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、78,667ha(年平均7,867ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や鈴鹿市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度の10年間で29.96ha(年平均2.99ha)の間伐を行うことを、鈴鹿市特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再生造林も含めた造林の実施を促進する。

2. 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、鈴鹿市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおり定める。

※ 市町管内図相当の図面を使用。

※ 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけでなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとする。

※ 人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域設定する。

3. 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

番号	事業 実施 主 体	事業 実施 年度	所在場所			間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号 又は林小 班名	交付金 希望	備 考 (事業名及び 一体的施業)
			市町	字(大 字)又 は林班	地番又 は林小 班	面積 (ha)	樹種又 は林相	林 齢	立木 材積 (m3)	適用	間伐の 方法	間伐 材積 (m3)	間伐率 (材積率) (%)			
	鈴鹿市	R3	鈴鹿市	ヒガシダニ 74	シー 17	5.15	スギ・ ヒノキ	61	832 1180		伐捨て		30	シ17	○	美しい森林づくり 基盤整備交付金
	鈴鹿市	R4	鈴鹿市	ヒガシダニ 71	アー 2,3,4,5	2.04	スギ・ ヒノキ	71～98	不明		伐捨て		30	アー 2,3,4,5	○	美しい森林づくり 基盤整備交付金
	鈴鹿市	R4	鈴鹿市	ヒガシダニ 74	シー 17	2.45	スギ・ ヒノキ	62	396 561		伐捨て		30	シ17	○	美しい森林づくり 基盤整備交付金
	鈴鹿市	R5	鈴鹿市	トスカ69	アー 21	1.04	スギ	69	349		伐捨て		30	ア 21	○	美しい森林づくり 基盤整備交付金
	鈴鹿市	R5	鈴鹿市	ヒガシダニ 71	アー 1,2	2.50	スギ・ ヒノキ	54～56	381 360		伐捨て		30	アー 1,2	○	美しい森林づくり 基盤整備交付金
	鈴鹿市	R7	鈴鹿市	ヒガシダニ 74	シー 17	4.33	スギ・ ヒノキ	65	450 639		伐捨て		30	シ17		
	鈴鹿市	R8	鈴鹿市	ヒガシダニ 74	シー 17	4.55	スギ・ ヒノキ	66	473 671		伐捨て		30	シ17		
	鈴鹿市	R9	鈴鹿市	ヒガシダニ 74	シー 17	5.22	スギ・ ヒノキ	67	543 770		伐捨て		30	シ17		
	鈴鹿市	R10	鈴鹿市	ヒガシダニ 74	シー 17	2.68	スギ・ ヒノキ	68	279 396		伐捨て		30	シ17		
合 計						29.96										

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

4. 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成およびこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努める。並びに林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動を推進し、施業集約化が円滑に進むように努める。

5. 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備の推進に努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努める。

6. 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努める。

7. 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努める。

特定間伐等促進計画 区域図（鈴鹿市）

